

龍谷大学校友会 福岡県・北豊支部会則（案）

（名称）

第1条 本会は「龍谷大学校友会 福岡県・北豊支部」と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

（事務局）

第3条 本会の事務局は、本会事務局長宅に設置するものとする。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 総会、親睦会、講演会等の開催。
- 2) 校友会本部および龍谷大学が行なう事業への協力。
- 3) その他、必要と思われる行事および事業。

（会員）

第5条 本会は、以下に示すものをもって組織する。

- 1) 福岡県・北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、八幡東区の一部、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡に在住または勤務する、龍谷大学出身者。
- 2) 龍谷大学に在籍、在職したもの、または本会に特に関係が深く支部長がこれを認めるもの。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1) 支部長1名、副支部長2～3名、幹事若干名、事務局長1名、事務局員若干名、会計2名、顧問若干名、監査2名とする。
- 2) 支部長は本会を代表し、会務を統理する。
- 3) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4) 幹事は議事に参加し、諸行事にあたってはその運営、進行に協力する。
- 5) 事務局長は支部長の監督下において諸事務にあたり、事務局員はそれを補佐する。
- 6) 会計は支部長の監督下において本会の会計業務にあたる。
- 7) 監査は本会の経理および業務執行状況について監査する。
- 8) 顧問は必要に応じ支部長の諮問に応え、会の運営に協力する。

(役員会)

- 第 7 条 以下により役員会を運営する。
- 1) 支部長、副支部長、幹事、事務局、会計をもって役員会を構成する。
 - 2) 役員会は必要に応じ、適宜支部長が招集する。

(役員を選出および任期)

- 第 8 条 役員を選出および任期は以下のとおりとする。
- 1) 支部長、監査は総会において選出、承認されたものがこれにあたる。
 - 2) 副支部長、幹事、事務局、会計、顧問は会員の中から支部長がこれを委嘱する。
 - 3) 役員は年齢、地域ともに、極力広範囲より選出するよう努める。
 - 4) それぞれ役員任期は3年とし、再任は妨げない。なお、中途就任の場合は、他の役員任期期間と同一とする。

(会計)

- 第 9 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 1) 年会費として、毎年1,000円を徴収する。また、30,000円を納めたものは永年会員とし、以後の会費は徴収しない。
 - 2) 年会費は主として通信費や事務費に充当され、諸行事における経費はそのつど参加費等のかたちで徴収する。
 - 3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 4) 会計決算は年度終了後、速やかに役員会に報告されなければならない。

(総会)

- 第 10 条 支部長の招集により、年一回、以下のように総会を開催する。
- 1) 総会は、会員のうち、委任状を含む半数以上の出席により成立する。
 - 2) 総会は本会の最高決議機関であり、各年次の事業や会計の計画と報告・承認、支部長・監査の選任、会則の変更、その他必要な事項を決議する。
 - 3) 決議は出席者の過半数をもって決定する。
 - 4) 役員会が必要を認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったとき、臨時総会を開催することができる。

付 則 この会則は2016（平成28）年7月1日より施行する。

役 員 一 覧 (案)

役員名	No.	氏 名	卒業年次	卒業学部	備 考
支 部 長	1	仁 保 一 正	1974	文学部	
副支部長	2	菅 原 正 昭	1977	文学部	
	3	伊 藤 宗 玄	1977	文学部	
	4	佐々木 允	2004	法学部	
幹 事	5	加 藤 砂恵子	1987	文学部	
	6	中 川 治 美	1989	文学部	
	7	福 内 宗 一	1994	短期大学部	
	8	蔵 田 聡	1995	文学部	
	9	村 上 貴 道	1995	文学研究科	
事 務 局	10	大 江 智 城	1980	文学部	事務局長
	11	村 上 顕	2001	文学部	
	12	沓 屋 敬 之	2001	文学部	
会 計	13	小 松 敏 英	1979	文学部	主任
	14	舟 川 智 也	2002	文学研究科	
顧 問	15	西 明 晃 雄	1957	文学部	
監 査	16	栗 屋 融 子	1979	短期大学部	
	17	真 田 慶 秀	1986	文学部	